(別表)提供先一覧

1. 資格管理ファイル

1.]	負格官埋プアイル				
No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する情報	
1	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって 第4条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する 法律による医療に関する給付の支給又は保険料 の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係 情報」という。)であって第4条で定めるもの	
2	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって 第5条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第5条で定める もの	
3	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 6の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって 第8条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第8条で定める もの	
4	都道府県知事	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第15条で定めるもの	
5	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 16の項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって第18条で定めるもの	児童福祉法第21条の5の31に規定する他の 法令による給付の支給に関する情報であって第 18条で定めるもの	
6	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 19の項	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務 であって第21条で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第21 条で定めるもの	
7	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 27の項	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって第29条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する 給付の支給に関する情報であって第29条で定 めるもの	
8	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 38の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措 置に関する事務であって第40条で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第3 0条の2に規定する他の法律による医療に関す る給付の支給に関する情報であって第40条で 定めるもの	
9	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収 に関する事務であって第44条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第44条で定めるもの	
10	日本私立学校振 興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事 務であって第58条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第58条で定めるもの	
11	国家公務員共済組 合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事 務であって第67条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第67条で定めるもの	
12	市町村長又は国民 健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収 に関する事務であって第71条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第71条で定めるもの	
13	地方公務員共済組 合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する 事務であって第85条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第85条で定めるもの	
14	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第8 9条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第89条で定めるもの	
15	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 111の項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって 第113条で定めるもの	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第11 3条で定めるもの	
16	後期高齢者医療広 域連合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療 給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第1 17条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第117条で定めるもの	
17	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による支援給付の支給に関する事務であって第127 条で定めるもの		
18	市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 131の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実 施に関する事務であって第133条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第133条で定めるもの	
19	都道府県知事又は 保健所を設置する 市(特別区を含 む。)の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は 療養費の支給に関する事務であって第139条で定める もの		
20	独立行政法人日本 学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141の項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって 第143条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する 給付の支給に関する情報であって第143条で 定めるもの	
21	都道府県知事又は 市町村長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 145の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって 第147条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって第147条で定めるもの	
22	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療 費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの		
23	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 161の項	昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって 生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金 の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」とい う。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務 であって第163条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第163条で定めるもの	
				·	

No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する情報
24	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する 法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって第166条で定めるもの
25	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの	法律による医療に関する給付の支給に関する情
26	都道府県知事	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	法律による医療に関する給付の支給に関する情
27	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 173の項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第175条で定めるもの

3. 給付管理ファイル

). 전기 발표 / 기계 / /				
No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する情報	
1	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって 第4条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する 法律による医療に関する給付の支給又は保険料 の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係 情報」という。)であって第4条で定めるもの	
2	健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって 第5条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第5条で定める もの	
3	全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 6の項	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって 第8条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第8条で定める もの	
4	都道府県知事	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第15条で定めるもの	
5	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収 に関する事務であって第44条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第44条で定めるもの	
6	日本私立学校振 興・共済事業団	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 56の項	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事 務であって第58条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第58条で定めるもの	
7	国家公務員共済組 合	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事 務であって第67条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第67条で定めるもの	
8	市町村長又は国民 健康保険組合	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収 に関する事務であって第71条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第71条で定めるもの	
9	地方公務員共済組 合	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する 事務であって第85条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第85条で定めるもの	
10	市町村長	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第8 9条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第89条で定めるもの	
11	厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 111の項	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって 第113条で定めるもの	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって第11 3条で定めるもの	
12	後期高齢者医療広 域連合	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第117条で定めるもの	
13	都道府県知事等	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 125の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した 中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による支援給付の支給に関する事務であって第127 条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第127条で定めるもの	
14	市町村長	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表 131の項	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実 施に関する事務であって第133条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第133条で定めるもの	
15	都道府県知事又は 保健所を設置する 市(特別区を含 む。)の長	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの	関する法律第39条第1項に規定する他の法律	
16	独立行政法人日本 学生支援機構	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表1 41の項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって 第143条で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する 給付の支給に関する情報であって第143条で 定めるもの	

No.	提供先	法令上の根拠	提供先における用途	提供する情報
17	都道府県知事	番号法第19条第8号に基 づく主務省令第2条の表1 58の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療 費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの	
18	都道府県知事等		昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって第163条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第163条で定めるもの
19	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表164の項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する 法律による医療に関する給付の支給に関する情 報であって第166条で定めるもの
20	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表165の項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの	法律による医療に関する給付の支給に関する情
21	都道府県知事		「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	法律による医療に関する給付の支給に関する情
22	都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の項	「特定疾患治療研究事業について」(昭和48年4月17日付け衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第175条で定めるもの	医療保険給付関係情報であって第175条で定めるもの